審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　水産課

法令名	公有水面埋立法	法令番号	大正１０年法律第５７号
手続名	失効した免許の効力復活	根拠条項	第３４条第１項但書

審査基準	過去実績がないので、審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、直ちに審査基準を策定する予定である。

受付機関	水産課（農林事務所）	処理機関	水産課	交付機関	水産課（農林事務所）	標準処理期間 30日	目次	
						標準経由期間 10日	No.	